



TOKIO MARINE
NICHIDO

Total assist 超保険

改定のご案内

2022年10月1日
以降 更新用

東京海上日動では、超保険(新総合保険)について、以下のとおり改定を実施します。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、以下の各項目は改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には所定の条件がある場合があります。

各項目の詳細および各項目以外の改定内容につきましては、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

住まいに関する補償について

■保険料の改定 (2022年10月改定)

- 自然災害リスクが増加していること等を踏まえ、損害保険料率算出機構が算出する参考純率*1が改定されました*2。また、東京海上日動における水濡れ事故や破損事故の増加等により、自然災害以外の保険金のお支払いも増加しています。
- このような状況を踏まえ、保険料水準を見直します。
- さらに、築年数*3や保険の対象となる建物*4に応じて、これまで以上にきめ細かい保険料体系とします。
- ご契約条件により、保険料が引上げ・引下げとなるケースがあります。

*1 参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。

*2 2021年5月21日に、損害保険料率算出機構が金融庁へ参考純率改定の届出を行いました。

*3 築浅割引を廃止し、築年数1年ごとに異なる保険料を適用します。ただし、一定の築年数以上は一律となります。

*4 「共同住宅の一棟全体(賃貸マンション・アパート等)」を保険の対象とする場合と、それ以外の「一戸建住宅」や「共同住宅の自己の所有する専有部分や共用部分の持ち分」を保険の対象とする場合で異なる保険料を適用します。これに伴い、新たに区分所有建物区分を告知事項とし、区分所有建物区分を「一棟全体」から別の区分に変更する場合または別の区分から「一棟全体」に変更する場合は、通知事項とします。

図1：主な自然災害の保険金の推移

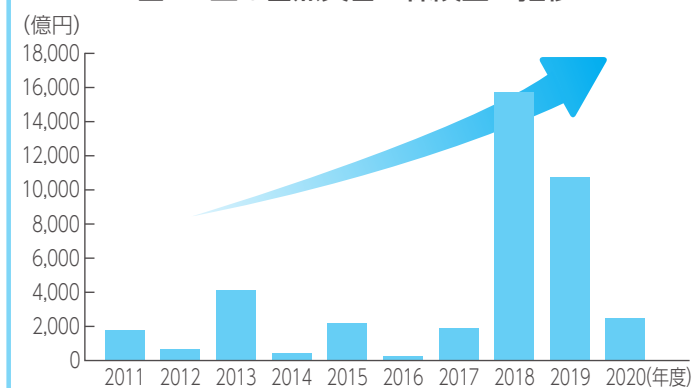


図1:一般社団法人日本損害保険協会の資料をもとに作成(全社計)

図2：自然災害以外の保険金の推移

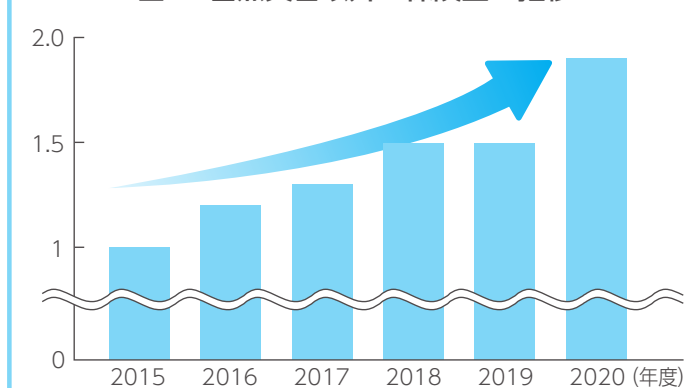


図2:2015年度の水準を1とした場合の各年度の保険金の推移(東京海上日動実績)

■水災初期費用補償特約の新設(水災リスクを補償する契約に自動セット) (2022年10月改定)

近年、豪雨等により、全国各地で大規模な水害、土砂災害が多発しています。ひとたび水害等が発生すると、家屋への床上浸水被害やライフラインの供給停止により、一時的に避難所での生活を強いられる等、様々な費用支出が想定されます。

こうした背景を踏まえ、床上浸水等の水災による損害が生じ、保険金が支払われる場合、当座の生活資金として10万円を定額でお支払いする「水災初期費用補償特約」を新設し、水災リスクをご契約の場合に自動セットします。

【費用支出(例)】

- ・豪雨によって土砂崩れが起き、汚泥や土砂を撤去するために費用を支出した。
- ・豪雨によって土砂崩れが起き、家の中に土砂が流れ込んだため、清掃後に消毒を行った。
- ・自宅に住めない状態になってしまったため、復旧するまでの間はホテルに滞在した。
- ・車が水に浸かってしまい、使用することができなくなってしまったため、タクシーを利用した。

■建物の復旧に関する特約の新設(建物を保険の対象とする契約に自動セット) (2022年10月改定)

- 近年、お客様に対して「保険金の使い道は自由」と言って業者が勧誘し、偽装事故や経年劣化等の本来は保険金を受け取れない損害に対しても保険金請求を促し、お客様に法外な手数料を請求する等のトラブルが発生しています(トラブル事例については、日本損害保険協会ホームページをご参照ください。)
- 業者が関与する偽装事故等の不正な保険金請求を抑制し、業者とのトラブル防止につなげるため、建物の保険金支払いに修理・復旧を要件とする「建物の復旧に関する特約」を新設し、建物を保険の対象とするご契約に自動セットします。なお、建物の修理について業者から勧誘された場合は、すぐに住宅修理サービス等の契約はせずに、代理店または東京海上日動にご相談ください。
- 本特約により、建物に生じた損害について、損害を被った日の翌日から起算して3年以内に、「事故発生直前の状態」に復旧した場合に限り、保険金をお支払いします。ただし、あらかじめ復旧することをお約束いただき、東京海上日動が認めた場合等については、復旧前に保険金をお支払いします(損傷状況や修理内容によっては対応できないことがあります。)。免責金額(自己負担額)を設定した場合や水災縮小支払特約(一部定率払)をご契約した場合等、修理費の全額を保険金としてお支払いできないときも復旧が必要となりますのでご注意ください。

■その他の改定 (2022年10月改定)

下表のとおり改定を実施します。

家財補償特約における保険の対象への宅配物等の追加	従来、建物内*1に収容されている家財を補償対象としていた家財補償特約において、建物内*1に収容されず、敷地内*2に所在する動産である宅配ボックスおよび宅配物を保険の対象に追加します。
臨時費用保険金の火災・風災・水災のみ補償特約の新設	「火災、落雷または破裂もしくは爆発」、「風災、雹災または雪災」、「水災」事故によって損害保険金が支払われる場合に、臨時費用保険金をお支払いする特約を新設します。
築年数が10年以上の建物を保険の対象とするご契約における建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約の新規販売停止	築年数が10年以上の建物を保険の対象とするご契約について、建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約の新規販売を停止します。
免責金額(自己負担額)に関する改定	<p>免責金額(自己負担額)について、以下の改定を実施します。</p> <p>(1)すべてのリスク共通の免責金額(自己負担額)の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免責金額(自己負担額)の選択肢として、新たに10万円、20万円、5万円-10万円(1事故目-2事故目以降)を追加します。 ・すべてのリスク共通の免責金額(自己負担額)を0円・5,000円・3万円のいずれかで設定した場合でも、破損等リスクおよび建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約の免責金額(自己負担額)は5万円とします。 <p><5万円-10万円(1事故目-2事故目以降)とは?></p> <p>適用する免責金額(自己負担額)は、保険金を支払う事故の発生の時の順によって異なります(1事故目:5万円、2事故目以降:10万円)。なお、事故の種類が異なるものが発生した場合、それぞれ別の事故として通算して判定します(例:台風により風災、水災の順で事故が発生した場合は、風災に1事故目免責金額(自己負担額)を、水災に2事故目免責金額(自己負担額)を適用します。)</p> <p>(2)風災リスク、盗難・水濡れ等リスクにおける免責金額(自己負担額)の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風災リスク高額免責方式の選択肢として、新たに3万円、5万円を追加します。 ・盗難・水濡れ等リスクについて、盗難・水濡れ等リスク高額免責方式を新設します。なお、同方式における免責金額(自己負担額)の選択肢は、風災リスク高額免責方式(3万円、5万円、10万円または20万円)と同じです。 ・始期日時時点で築年数が30年以上(建築年月が不明の場合を含みます。)の建物を保険の対象とするご契約は、すべてのリスク共通の免責金額(自己負担額)を0円・5,000円・3万円のいずれかで設定した場合でも、風災リスク、盗難・水濡れ等リスクの免責金額(自己負担額)は5万円以上で設定していただきます。
普通保険約款および特約の免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定	従来、普通保険約款および特約の免責事由(保険金をお支払いしない場合)に規定していた「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。

*1 建物内には、軒下を含みます。

*2 囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

■地震保険の保険料の改定 (2022年10月改定)

3段階の保険料改定の間に発生した保険料収入の不足の解消*1や政府の研究機関による地震の研究データの見直し等を踏まえ、保険料を改定します。地震保険は「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定はすべての損害保険会社共通のものです。

都道府県や建物の構造によって保険料の改定率が異なりますので、詳しくは、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

*1 地震保険の保険料は、3回(2017年1月、2019年1月、2021年1月)に分けて段階的に改定を行い、その間に発生する保険料収入の不足はその後の保険料改定で解消することとしていました。

■地震危険等上乗せ補償特約*1の保険料の改定 (2022年10月改定)

地震保険の保険料が改定されることに伴い、住まいの補償の特約としてご契約いただく地震危険等上乗せ補償特約*1の保険料についても改定します。都道府県や建物の構造によって保険料の改定率が異なりますので、詳しくは、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

(ご参考)

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、地震保険責任の一定額を民間保険会社が負担し、それを超える巨額な地震損害を政府が負担することにより成り立っていますが、超保険(新総合保険)の地震危険等上乗せ補償特約*1にはこの仕組みがありませんので、地震保険と保険料体系が異なっております。そのため、一部の都道府県、構造では、地震保険と異なる改定率となります。

*1 総合補償条項の「地震危険等上乗せ担保特約」を含みます。

■簡易評価基準の改定 (2022年1月改定)

建築費や物価の上昇等を踏まえ、建物の再取得価額*1を算出する際に使用する年次別指数・新築費単価を改定します。

*1 保険の対象を、修理、再築、再取得するために必要な額をベースにした評価額です。

自動車に関する補償について

■入院時選べるアシスト特約の改定および自動セット化 (2022年1月改定)

- より多くのお客様の方が一の際に十分な補償をお届けするため、「入院時選べるアシスト特約」の補償メニューを一部見直したうえで、人身傷害保険をご契約の場合に自動セットします。
 - ・入院時には、治療費以外にも「差額ベッド代」や「近親者のタクシー代」等、様々な費用が必要となります。
 - ・そこで、これらの補償を含め、事故が起きてからお好みの補償を選んでいただける「入院時選べるアシスト特約」を、より多くのお客様の方が一の際にお届けするため、人身傷害保険をご契約の場合に自動セットします。
 - ・また、お客様のご要望等を踏まえ、補償メニューの一部見直しを行います。

【補償メニューの一部見直しについて】

新設	後付安全運転支援装置の購入・取付費用 【事故防止費用保険金】	事故発生防止および事故発生時の損害拡大防止を目的として、ご契約のお車に取り付ける後付安全運転支援装置(ペダル踏み間違い防止装置等)の購入費用および取付費用を10万円限度に補償します。
	宿泊費用(ご家族のお見舞い時等) 【人身傷害諸費用保険金】	ご家族の方が、入院している病院等を訪問する際に必要になるホテル等の宿泊費用を補償します(1日あたり1万円限度)。

※この他、従来の書籍・CD・DVDソフト等提供サービスの対象にKindle(電子書籍専用端末)を追加します。また、身の回り品レンタルサービスで提供しているWi-Fiルーターについて100ギガプラン・無制限プランを追加します。

廃止	・ホームセキュリティサービス ・家庭教師派遣サービス ・社会復帰支援サービス ・電話秘書提供サービス
----	---

■心神喪失等による事故の被害者損害補償特約の新設 (2022年1月改定)

- ご契約のお車の運転者等が心神喪失等により法律上の損害賠償責任を負わないと東京海上日動が認める場合に、被害者の損害を補償する「心神喪失等による事故の被害者損害補償特約」を新設します。なお、本特約は対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合に自動セットされます。
- 改定前の自動車に関する補償では、心神喪失等により運転者等の責任能力等が否定され、法律上の損害賠償責任を負わないと判断された場合は補償対象とならず、結果として被害者の救済ができませんでした。
- 本特約により、ご契約のお車を運転中の事故等において、運転者等が心神喪失等により法律上の損害賠償責任を負わないと東京海上日動が認める場合*1は、法律上の損害賠償額相当の範囲内で被害者の損害を補償します。

*1 民法第713条の適用により法律上の損害賠償責任を負わないと東京海上日動が認める場合をいいます。

【運転者に法律上の損害賠償責任がない場合の補償内容】

○：補償対象 / ×：補償対象外

	改定前	改定後
相手のお車等の損害	×	○
相手のケガ等	×*2	○

*2 自動車損害賠償保障法に基づき法律上の損害賠償責任があるとされ、対人賠償責任保険で補償可能なケースもあります。

※本特約を自動セットすることによる追加保険料はありません。また、本特約にかかわる保険事故については「ノーカウント事故」として取り扱います。

■車両全損時復旧費特約の新設 (2022年1月改定)

- 長年乗ってきたご契約のお車が事故(盗難され、発見されない場合を除きます。)により損傷を受けて修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合に、新たなお車を購入するための費用等を補償する「車両全損時復旧費特約」を新設します。
- 既存の「車両新価保険特約」をご契約いただける場合には、時価額以上の補償が可能ですが、経年に伴って当該特約をご契約できなくなる場合があります。本特約により、事故でご契約のお車を買い換える場合や修理する場合により充実した補償をご提供します。

※本特約は始期日時点の車両保険金額が25万円以上であること等、所定の条件を満たす場合にご契約いただけます。

【補償概要】

車両保険の支払対象となる事故(盗難され、発見されない場合を除きます。)により、修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合で、ご契約のお車を復旧*1するときに、下表の復旧費用限度額を限度に、新たなお車の購入費用または修理費を補償します。

	復旧費用限度額
車両保険金額が100万円以上の場合	車両保険金額 + 100万円
車両保険金額が100万円未満の場合	車両保険金額 × 2

※新たにお車を購入し、車両保険金をお支払いした場合には、再取得時諸費用保険金もあわせてお支払いします。

*1 復旧とは、ご契約のお車の代替の自動車を新たに取得すること、またはご契約のお車の損傷を修理することをいいます。

■保険料の改定 (2022年1月改定)

- 先進安全技術の普及等を背景とした交通事故の減少を踏まえ、保険料の見直しを行います。
- 実際にお客様にご負担いただく保険料は、個々のご契約により引上げとなるケースと引下げとなるケースがありますが、大半のご契約では前年よりも引下げとなります。

【ご参考】ノンフリート等級別割増引率に関する今後の動向

- 損害保険料率算出機構*1は2021年6月の参考純率改定において、ノンフリート等級別割増引率を改定しました。
- 東京海上日動は2023年1月以降始期契約に対し、改定後の割増引率を適用する方向で各種準備・検討を進めてまいります。
- 参考純率改定の全体像および改定前後の割増引率の詳細は、損害保険料率算出機構のホームページ (<https://www.giroj.or.jp/news/2021/20210630.html>)をご参照ください。

*1 損害保険料率算出機構は、損害保険業の健全な発展を図るとともに、お客様の利益を保護することを目的として、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された中立機関です。金融庁の監督の下、各保険会社のデータを収集し、科学的・工学的アプローチや保険数理の理論等の合理的な手法を用いて参考純率を算出し、各保険会社に提供しています。

■その他の改定 (2022年1月改定)

下表のとおり改定を実施します。

人身傷害保険の改定	人身傷害保険の約款で規定している「人身傷害条項損害額基準」を以下のとおり改定します。 ・治療日数にかかわるギブスの規定について、自賠責保険の支払い基準に内容および表現を合わせます。 ※搭乗者傷害特約等でも同様に改定します。
車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約の改定	違法改造を行った部分品や付属品に損害が生じたケース等において、損害の原因が偶然な事故だけでなく故障等の場合も車両搬送費用等の諸費用を補償の対象外とします。
リースカー車両費用保険特約の改定	修理費が車両保険金額以上かつリース契約の中途解約金未満となるケース(中途解約金>修理費≥保険金額)において、修理せずリース契約を解約する場合には、リース契約の中途解約金と同額を保険金としてお支払いする規定を追加します。
車内携行品補償特約の改定	通貨を補償の対象外とします。
型式不明車における告知兼通知事項(排気量)の見直し	型式不明車の場合、一部の用途・車種のお車において、排気量を告知兼通知事項としていましたが、これを告知兼通知事項の対象外とします。
中断証明書発行・適用条件の改定	以下の改定を行います。なお、①については、2021年12月31日以前が始期日のご契約についても、2021年7月1日以降に災害によりご契約のお車が滅失した場合に適用可能とします。 ①中断証明書の発行条件に「災害による滅失」を追加し、災害によりご契約のお車が滅失して解約等した場合に、中断証明書の発行を可能とします。 ②車検切れ・一時抹消で発行した中断証明書を、再度車検を通す他のお車または再登録する他のお車でも適用可能とします(車両入替の対象となる用途・車種のお車に限ります。)

携行品・賠償・費用に関する補償について

■弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)の改定 (2022年1月改定)

(1)補償範囲の拡大

- 従来の補償対象に以下2点を追加します。
 - ・人格権侵害またはその他の侵害(以下、「人格権侵害等」)*1に関わる弁護士費用・法律相談費用
 - ・自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する対人事故について、刑事事件等の対応を行う場合に負担した弁護士費用*2・法律相談費用
- *1 「不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けることにより、精神的苦痛*3を被った場合」または「痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けることにより、精神的苦痛*3を被った場合」をいいます。
- *2 ご契約のお車*4での対人事故の直接の結果として以下①～③のいずれかに該当する場合に限ります。
 - ①補償を受けられる方が逮捕された場合
 - ②①以外で他人を死亡させた場合
 - ③①および②以外の場合で、補償を受けられる方が起訴等された場合(略式命令の請求を除きます。)
- *3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。
- *4 補償を受けられる方(被保険者本人)およびそのご家族は、ご契約のお車以外のお車を運転中の事故も補償の対象です。
- 改定後の特約の名称を「弁護士費用特約(日常・自動車・人格権型)」に変更します。
- 2022年1月以降に満期を迎えるご契約は、改定後の補償を拡大した「弁護士費用特約(日常・自動車・人格権型)」に切り替えて自動更新します。

【補償範囲と補償限度額】

		【改定前】 弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)	【改定後】 弁護士費用特約 (日常・自動車・人格権型)
補償範囲	民事事件	被害事故 (身体の障害・財物の損壊等)	○ 1事故につき補償を受けられる方 1名あたり300万円限度*5
		人格権侵害等 NEW	○ 1事故につき補償を受けられる方 1名あたり300万円限度*5
	刑事事件	自動車等による 対人加害事故 NEW	○ 1事故につき補償を受けられる方 1名あたり原則150万円限度*5

超保険独自

*5 補償限度額は、弁護士費用と法律相談費用の合計です。弁護士への報酬等を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。

(2)保険料の見直し

補償範囲の拡大を踏まえ、保険料の引上げを行います。

■「いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル」の新設 (2022年1月改定)

- 「弁護士費用特約(日常・自動車・人格権型)」をセットされているご契約が対象となります。
- 上記特約の補償を受けられる方が、以下のサービスをご利用いただけます。

【サービス内容】

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス	いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法等(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について提携の弁護士に電話で相談できます。 【対象となる相談内容】 以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。 ・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為 ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害
痴漢被害 ^{えん} ・冤罪に関する緊急相談サービス	痴漢にあわれたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法等について提携の弁護士に電話で相談できます。

からだに関する補償について

■収入補償の改定 (2022年1月改定)

(1)補償範囲の拡大

- 従来の収入補償の補償対象に「重度後遺障害以外の傷害」を原因とする30日超の就業不能等*1を追加します。
- 上記の場合にお支払いする保険金は、1事故につき1回かつ1年に1回を限度に「保険金額の50%」となります(その後、重度後遺障害に該当した場合等は、差額(残りの50%分)をお支払いします。)
- 2022年1月以降に満期を迎えるご契約は、改定後の補償を拡大した内容で自動更新します*2。更新前と同様の補償内容をご希望される場合、更新前(改定前)と同じ補償内容とする新設の特約(「傷害による就業不能等に関する補償限定特約」)をセットすることが可能です。

*1 すべての業務に終日従事できない状態等で、例えば、運輸従事者の方が足のケガにより運輸業務に従事できず、軽作業や事務作業等の他の業務も全くできない状態をいいます(普段、軽作業や事務作業等の他の業務に従事しているか否かは問いません。)

*2 「5疾病および傷害重度後遺障害による就業不能等のみ補償特約」をセットしている場合(以下、「5疾病等限定型」)も同様です(補償内容の変更に伴い、特約の名称を「5疾病および傷害による就業不能等のみ補償特約」に変更します。)

(2)保険料の見直し

補償範囲の拡大を踏まえ、保険料の引上げを行います。

【収入補償の補償範囲と支払保険金額】

			収入補償(右記以外)		収入補償(5疾病等限定型)	
			改定前	改定後	改定前	改定後
就業不能等	傷害	重度後遺障害以外	×	○ 保険金額の50% (1事故につき1回かつ1年に1回限度)	×	○ 保険金額の50% (1事故につき1回かつ1年に1回限度)
		重度後遺障害			○	○
	疾病	5疾病	○	○	保険金額の100%	保険金額の100%
		5疾病以外	○ 保険金額の100%	○ 保険金額の100%		
要介護状態					×	×

■特定感染症危険諸費用補償特約の新設 (2022年1月改定)

- 特定感染症危険諸費用補償特約を新設し、感染症選べるアシストの取扱いを以下のとおり変更します。

※アシストの内容、保険料に変更はありません。

	改定前	改定後
選べる費用	サービス	補償 (特定感染症危険諸費用補償特約)
感染拡大防止グッズ送付	サービス	サービス

- 本特約は、傷害定額の入院保険金をセットしている場合で「特定感染症危険補償特約」をご契約のときに自動セットされます。

■傷害定額におけるギプスに関する規定の改定 (2022年1月改定)

自動車に関する補償と同様に、治療日数にかかわるギプスの規定について、自賠責保険の支払い基準に内容および表現を合わせます。

ペットネーム・略称等一覧

ペットネーム・略称等	正式名称	ペットネーム・略称等	正式名称
トータルアシスト超保険 超保険	新総合保険、住まいの保険、地震保険、東京海上日動あんしん生命でのお引受けとなる所定の生命保険	弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)	弁護士費用等補償特約(日常生活)
入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約	弁護士費用特約 (日常・自動車・人格権型)	弁護士費用等補償特約(日常生活・人格権侵害等)
車両全損時復旧費特約	車両全損時復旧費用補償特約		

※このチラシは、2022年1月および2022年10月に実施の超保険改定等の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて代理店または東京海上日動にご請求ください(「ご契約のしおり(約款)」はホームページでもご確認いただけます。)。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※「総合補償条項」の補償が満期を迎える場合、満期を迎えた後の更新契約には、このチラシにおいてご案内した商品改定の内容に加えて、過去に実施済みの改定についても適用します。

※このチラシに記載した改定内容以外の改定も適用する場合があります。詳しくは、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-110-894**

ロードアシスト(東京海上アシスタンス)

 **0120-560-057**

受付時間：24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶



お問い合わせ先

超保険に関するお問い合わせは

超保険カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

 **0120-323-523**

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時(年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp